光町広報

発行所
光町役場
匝瑳郡光町宮川5,454の5
電話横芝242－243

祝祭日には
国旗を掲げましょう

納税告知板

町民税
県民税　第一期

＜ 6月1日より6月30日まで ＞

再度就任の御挨拶

町長　深田五郎

鳳薫る初夏の折柄、田植えにつづいて、麦刈りにまた田の草とさぞおいそがしく御苦労なされたことと、農民の一人として心から感謝申しあげると同時に過去四年間の御支援に深く感謝申し上げます。

地方自治体は、本来ただ住民の福祉を計り、地域発展のために努める機構であります。

今回町長の任期満了に伴う選挙に当りまして、非力の私が再び出馬なぞとは、己れを知るだけに却って町民各位に御迷惑をお掛けすることになりはせぬかと、再三有志諸賢の御勧誘にもお断りした次第であります。

顧って過去任期中の事業を反省し、統合中学校建設も半ば、これに伴う通学道路の未完成等々に思いをいたすとき、自己に残された責務を果すことこそ町民各位にお応える道であることを痛感しました。

そこで再立候補いたしましたところ、幸い各位の絶大なる御支援を得て頂くことと、再び町長の席をけがさせて頂くことになりました。各位の御援助を衷心より感謝申しあげると同時に、任期中を鵞馬に鞭打ってその任を全うし町政に当る覚悟を新たにいたしました。

しかし心中常に「一町づくりはどうしたのだ」町政はこれでよいのか。」と各位のおしかりをこうむっている感じで一杯でございます。

心静かに、自分の過去任期中の仕事を振り返えり、今後なさねばならぬ事業を考えますと「統合中学校の完成」これに附随する通学道路の整備、「町づくりは、人づくり」との信条に基く社会教育の振興、産業立町の使命達成に土地改良事業、町農道の改修、「人間最高の幸福は健康。」という見地から先覚者の遺業「東陽病院の充実」或は光町九十九里海岸の観光事業のPR、町の一大財源である屠場の改善等々、町として実施したい事業は山積しております。これらを限られた財源により実施いたしますので、各位の御理解と共に、関係諸機関に諮り、逐次必要度の高いものから実現に移す考えであります。

申すまでもなく「町づくりは町民の和から」これが根幹であります。その結集した力が現実の町の事業推進となって表われます。どうぞ町民各位の御理解ある倍旧の御協力と御指導の下に任期中を働き通して頂くべく、犬馬の労をとることをお誓い申しあげます。

ここに広報紙上より所信の一端を述べ、再任のお挨拶といたします。

農業近代化に向つて

東陽地区の耕地集団化計画

農業の近代化が叫ばれると共に、労働力の他産業進出で農業労働力の不足から、耕耘機等機械力の利用が、農村にも急激に増加して来ている。

現在、町の耕耘機は四五〇台を数へ、農家三、六戸に一台の割に備えられている。

それに引換えて、耕地の分散状況は以前昔のまま、整備された日吉南条の上部地帯に比し、東陽白浜の下部地帯は、一戸当り団地は多きは十ケ所以上にも分散されて居り漸くその集団化の必要を痛感され始めて来た。

今回漸くその期運が熟して農地の集団化事業が三十七年度から実施される事になり、四月十九日町農業委員会で計画が議決され、本年度は東陽地区五〇〇町歩の集団化を行い、明三十八年度は白浜地区四五〇町歩を行う予定である。

己に部落の計画委員四十一名、それを推進補助する部落推進委員五十九名の人選も確定した。

尚土地改良も漸く計画が進み本年八月から基本調査の測量が開始され近く土地改良も着手される事となる。

勿論土地改良の際にも集団化は計画されるが、工事施の地域の実例を見ても、土地改良をやり同時に集団化を短時日の間に行う事は甚だ難事でありその完全は期し難い有様である。

最近行われた四隣市町の地域は何れも、土地改良前に交換分合を行って居る。

東陽地区の計画もその線にそって進む方針である。

今後の進み方としては、部落の計画委員、推進委員によって部落農民の希望、趨勢をよく察知して完全な計画をたてる筈である。

その第一段階として、近く各農家の同意書を貰う事となっている。

この同意書はその調印によって直ちに個人の権利が拘束されるものではなく、只地区の耕地集団化を図る事は同意する事なので、是非共全員の同意調印を願う事を望んでいる。

個々の計画が慎重なる審議を重ねて樹立されてから、再び改めて具体的な同意書を得る事となる。

計画は三十七年度に樹て、それによって三十八年度に交換登記が委員会事務局によって行はれるが、これに要する経費は、国、県、町の補助により農家には一切の負担はかからない訳である。

農地の集団化、土地改良に後れた地帯の急速な促進化により町全体の農業基盤の整備も近い将来であろう。

町議会だより

次の議案が附議されそれぞれ原案どおり可決又は同意されました。

議案

一、千葉市外一〇〇市町村の軽自動車税の賦課徴収に関する事務を行う職員共同設置規約の一部を改正する規約の制定について

二、光町特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三、光町職員の旅費に関する条例の制定について

四、議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

五、売買契約の締結について（旧白浜中学校舎並びに敷地を新英紙工場に売却の契約）

六、工事請負契約の締結について

七、東総衛生組合議会議員選挙について

八、教育委員会委員選任に関する同意を求めることについて

九、光町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

六月十一日午前九時から町議会定例会が招集され、

町議会議員に鵜ノ沢陽一氏当選

前議会議員小川徳重氏の助役就任に伴う補欠選挙が去る五月二十日町長選挙と同時に執行されました。

その結果、木戸九三〇番地鵜ノ沢陽一氏（明治四〇年二月二十日生）が無競争当選されました。

一、千葉県旭農業高等学校卒
二、前光町農業委員
三、白浜農協理事

新農業委員会長に椎名彰氏

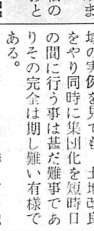

五月十四日の農業委員会議で、病気のため辞職した佐久間会長の後任として、新会長に、椎名彰氏が選挙されました。

椎名　彰
大正二、三、一〇、生
宮川五、六四三番地
旧制旭農卒・前町議
現中央保育園長・光町農業共済組合常務理事
町議会推せん農業委員

火災予防条例のあらまし

地震雷火事何とやらと昔から諺にありますが中でも火事程おそろしいものはありません。最近の消防施設は着々整備されて来ておりますが。転ばぬ先の杖やはり予防消防が大切です。その意味で今回町（全国一斉）では消防法に基きまる三月の定例町議会の議を経て町の火災予防条例を制定し今月の十五日から適用する事になりましたのであのおそろしい火災を防ぐために予防消防に是非共御協力下さい。

それではこれから大要について知らせいたしますので今後の参考にして下さい。項目別の詳細は次号よりお知らせをいたします。

一、目的　この消防法の規定に基づき光町における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

二、公衆の出入する場所等の指定をした。

三、火を使用する設備の位置構造及び管理の基準等の規定

(1)火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(2)火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(3)火の使用に関する制限等

(4)火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

四、指定数量未満の危険物。準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準の規定

五、避難　管理の規定

六、雑則

(1)防火対象物の使用開始の届出等をすること

(2)火の使用する設備等の設備の届出をすること

(3)火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出をすること

(4)指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出をすること

七、罰則規定

前記「四」関係の規定事項に違反した場合の処分。

〃〃〃〃〃〃〃〃 参議院通常選挙　投票総参加運動始まる

去る五月二十日の町長選挙の執行に続いて、来る七月一日に参議院議員通常選挙が行なわれます。皆さん御承知のとおり参議院は衆議院と同様に、国力の行政の方針を決定づける非常に大事な機関であり、従って選挙される方も立派な人でなければなりません。今度の選挙により選ばれて議員となる総定員五十一名、地方区七十六名で千葉県の地方区は二名です（参議院議員定数全国区百名地方区百五十名）この七月一日に選挙された方が向う六ケ年の間参議院議員として、途中で解散されることなく、我々国民の代表として国の政治に関する総べてを決定する訳であります。

この大事な選挙に一人も残らず投票をして戴くため、だいま全国的に「投票総参加運動」が展開されています。

これは有権者の全部が明るく正しく投票が行なわれるように中央や県、市町村の選挙管理委員会が中心となって、いろいろの行事を行うものでありまして、一例を挙げると、

全部落を有権者の数に応じBCの三組に編成し各組の位より五位までの投票成績優良の部落に賞金を授与する。但し六十名以上の投票率の部落に限る。

A組、篠本二区、篠本三区、宝米、土宮川、古屋、木戸、尾垂六区、関、谷中、芝崎

B組、篠本一区、二区、新井、小川台、宮内、原方、小田部、内、五之神、辻

C組、市野原、傍示戸、富下、母子、台、虫生、桑郷、山柄、谷、高野、尾垂五区

公明選挙に関するポスター、ステッカーの掲示、テレビ、ラジオ、新聞、広報車、幡断幕、印刷物の配布等々であります。

特に光町では県や国の計画に協力する他に投票成績の優良な部落を次の要領により表彰する事に決定いたし皆さんの力強い御協力をお願いして正しい立派な選挙が行なわれますよう特に切望いたします。

要領は、

第一期　六月一日より
第二期　八月三十一日まで
第三期　八月三十一日より十月三十日まで
第四期　十二月一日より十二月二十五日まで

となりましたので納税者の皆様にはお忘れなく納期内に納付して下さい。

なお本年より徴税令書が四連式になりました、第一期に送達される徴税令書に第四期まで印刷されておりますから納期にはそのまま持参の上納付して下さい。毀損、紛失等保存について御注意ください。

投票成績優良部落表彰される

（町長選挙）

去る五月二十日行なわれた町長選挙の投票成績優良部落に対し六月十三日午前九時より役場大会議室において表彰式を行い町長及び選挙管理委員会委員長より、それぞれ表彰状及び賞金が授与されました。表彰された部落は次のとおりです。

A組、宝米、芝崎、木戸、谷中、篠本二区

B組、原方、篠原、小川台、二又、小田部、虫生、市野原、富下、桑郷、谷

C組、虫生、市野原、富下、高野、尾垂五区

〃国保の療養費について〃

最近国保で療養費の申請が多くなってきましたので説明します。

皆さん方が普通お医者さまにかかって診療を受けた時、被保険者証を提出すれば、ご負担は一割または二割で済むことになっています。

病院ならば光町周辺のほとんどの医者さんは国保の被保険者証を提出すれば、ご負担は一割または二割で済むことになっています。

急のときは、まず被保険者証を提出するようにしてください。

なお、医者さんが国保の被保険者証を提出しないで診療を受けた場合は、一旦全額を医療機関に支払わなければなりません。

県内の医者さんは、ほとんどが支払い方法として、県の審査会にかけるのが半額の支払いとなっています。

県および光町周辺の医者さんは、ほとんどが半額の支払いとなっています。

ただ、急ぎの場合は、まず全額を支払わなければなりません。

療養費の支給は、まず全額を支給する場合と、半額を支給する場合があります。

これらの支給は、医師の診断書を添えて、光町役場に提出すれば、支給されます。

療養費の